

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第1号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月29日（土） 00時50分ごろ
発生場所	沖縄県南城市久高島北東方沖の浅礁 久高島灯台から真方位052° 4.2海里付近 （概位 北緯26° 11.9′ 東経127° 56.8′）
事故等調査の経過	平成25年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 波暮鳥 ^{はぐれどり} 、5トン未満（長さ9.69m）
船舶番号、船舶所有者等	295-34265兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底部に割損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、約1.6mの喫水及び約5ノットの対地速力で自動操舵によって久高島北東方沖を北西進中、平成24年12月29日00時50分ごろ久高島北東方沖の浅礁に乗り揚げた。 船長は、海上保安庁に通報し、来援した巡視船によって救助された。 本船は、磯波によって大破し、後日、サルベージ船で引き上げられ、南城市馬天港 ^{ばてん} に陸揚げされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	本船は、アメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン島のスマイリング港を12月19日に出港し、沖縄県宜野湾市宜野湾港 ^{ぎのわん} 所在のマリーナを目指していた。 船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、本事故発生時、それらの画面を見ていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、久高島北東方沖を北西進中、船長がレーダー及びGPSを使用して船位の確認を行っていなかったことから、久高島北東方沖の浅礁に向けて航行しており、同浅礁に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が、久高島北東方沖を北西進中、船長が船位の確認を行っていなかったため、久高島北東方沖の浅礁に向けて航行しており、同浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダー及びGPSを使用して船位の確認を行うこと。